秋



目

次

ページ

示

○漁船損害等補償法による付保義務の同意に係る発起人とな ○保安林の指定(五七一・森林整備課)………………1 る旨の届出(五七〇・水産漁港課)………………1 告

> ○証紙代金収納計器取扱場所の変更の承認(五七七・会計管 ○道路区域の変更(五七六・道路課)…………………………………3 ○道路区域の変更及び供用開始(五七五・道路課)…………3 財課) …………………………4 都市計画課)3 公

○特定調達契約に係る落札者の決定(脳血管研究センター)…4 ○県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(会計管財

教育委員会会議の開催

告

示

(一八・教育庁総務課)

5

○都市計画の変更による送付図書の縦覧(五七三、五七四 ○指定施業要件変更予定通知(五七二・森林整備課)………2

4

教育委員会告示

八竜加入区

秋田県告示第五百七十号

十八号)第百十二条第一項の規定による同意があったものと認め たので、同法第百十二条の二第三項の規定に基づき、 次の加入区について漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第

秋田県知事 寺 田 典

城

第

秋田県知事 寺 田 典

秋田県告示第五百七十一号

項及び第二項の規定により、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 平成十九年十二月四日 次の森林を保安林に指定する。 第二十五条の二

城

北秋田郡 潟上市 男鹿市 郡 " 市 森 上小阿仁村 町 林 村 0 沖田面 (大字) 天王 " 所 在 追分西 一向 字 場 九 九 九 九 九 九 九 二 二 二 二 二 二 二 の の の の の の の 八 七 六 五 四 三 二 二の六 = 00 二六の七四 二〇七の五九 地 所 | |の |三 一の九 番 (平方メー 台 八八、 一九六、 \equiv 全 五 〇五六 二〇八 八四八 九八三 〇九六 〇八四 一九六 八六七 七四二 五〇四 五六〇 九六四 六九九 五五五五 \vdash ル 帳 面 (ヘクター 実 ○·○七四二 ○·○六九九 ○·○三五九 一八・一八四八 〇・二一九六 〇・〇八六七 九・六九八三 〇・〇〇六七 〇・〇五〇四 〇・〇五六〇 〇・〇九六四 〇・一〇五六 三・二〇九六 〇・一〇八四 一・五二〇八 積 ル 測 (ヘクター 実 保 一八・一八四八 〇・〇八六七 九・六九八三 三・二〇九六 〇・〇五六〇 ○・○九六四 〇・二一九六 〇・一〇五六 〇・〇三五九 〇・〇六九九 〇・〇五一五 〇・〇七四二 〇・〇五〇四 〇・一〇八四 〇・〇〇六七 一・五二〇八 安 測 林 面 指 ル 積 定 干害の防備 風害の防 指定の目的 書 伐 9 (附属明 の 採 لح 種 指 <u>V</u> お 細 別 木 計画で定める 町村森林整備 町村に係る市 の所在する市 ができる立木 採をすること 上のものとす は、当該立木 主伐として伐 標準伐期齢以 の 定 標準伐期齢 伐 採 施 の 方 業 書の るもの の伐採に係 のの機合 法 ŋ (附属明細 要 ٢ お 件 細書のと 採の限度 おり) 立木の伐 (附属明

平成十九年十二月四日 公示する。 (\Box)

													п.		Ξ_	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	北秋田郡	"	潟上市	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	上小阿仁村			"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	沖田面	"	天王	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	萩形	浜山	追分西	"
九二の一七	九二の一四	九二の一〇	九二の九	九二の八	九二の七	九二の六	九二の五	九二の四	九二の三	九二の二	四の三	四の二	四	二の六	二六の七四	カニの一七
三四五	一八六	三五九	六九九	五五五五	七四二	五〇四	五六〇	九六四	二、一九六	一八一、八四八	八六七	一、〇五六	一九六、九八三	三二、〇九六	一五、二〇八	三匹五
〇・〇三四五	〇・〇一八六	〇・〇三五九	〇・〇六九九	〇· ○ 五 五	〇・〇七四二	○・○五○四	〇・〇五六〇	○・○九六四	〇・二一九六	一八・一八四八	〇・〇八六七	〇・一〇五六	一九・六九八三	三・二〇九六	一・五二〇八	C· C 三 匹 五
○・○三四五	〇・〇一八六	○・○三五九	〇・〇六九九	○ 五 五	〇・〇七四二	○・○五○四	○・○五六○	〇・〇九六四	〇・二一九六	一八・一八四八	〇・〇八六七	〇・一〇五六	一九・六九八三	三・二〇九六	一、五二〇八	C· C三 匹 五
															公衆の保健	

秋田県告示第五百七十二号

秋

神ケ村字瀧ノ澤・仙北市西木町桧木内字相内沢・西木町西明森字平沢・南秋田郡五城目町馬場目字馬場目沢・秋田市雄和大館市比内町大葛字栩沢・長走字下内沢・山本郡八峰町八─ 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

| 変更後の指定施業要件| | 保安林として指定された目的 水源のかん養寺字滝倉沢(以上七字国有林。次の図に示す部分に限る。)

アー次の森林については、

主伐に係る立木の伐採を禁止す

字栩沢・字馬場目沢・字相内沢(以上三字国有林。次、

字馬場目沢・字相内沢・字滝倉沢(以上三字国イ 次の森林については、主伐は、択伐による。の図に示す部分に限る。)

次の図に示す部分に限る。)

い。
ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 準伐期齢以上のものとする。 準伐期齢以上のものとする。 工 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木

 $\stackrel{-}{\hookrightarrow}$

次の図に示す部分に限る。)

「大館市長走字下内沢・北秋田市森吉字湯ノ沢・北秋田市阿大館市長走字下内沢・北秋田市森吉字湯ノ沢・北秋田市河辺岩見字岩に戸鳥内字打当沢・山本郡八峰町八森字平沢・藤里町粕毛字に戸鳥内字打当沢・山本郡八峰町八森字平沢・藤里町粕毛字にがの図に示す部分に限る。)

② 変更後の指定施業要件以 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

① 立木の伐採の方法② 変更後の指定施業要件

アー次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止す

部分に限る。) 字湯ノ沢・字岩見山(以上二字国有林。次の図に示す

次の図に示す部分に限る。)
ド・字男鹿山・字岩見山・字西ノ又(以上八字国有林。字下内沢・字湯ノ沢・字打当沢・字平沢・字鹿瀬内、次の森林については、主伐は、択伐による。

の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木い。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種の間代に係る森林は、次のとおりとする。

準伐期齢以上のものとする。

保安林として指定された目的

公衆の保健

 $\stackrel{=}{\hookrightarrow}$ (\Rightarrow) 変更後の指定施業要件 保安林として指定された目的 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 由利本荘市赤田字瀧ノ上(国有林。次の図に示す部分に限 立木の伐採の方法 次のとおりとする。 干害の防備

次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止す

次の森林については、主伐は、択伐による。 字瀧ノ上(国有林。次の図に示す部分に限る。

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな 字瀧ノ上(国有林。次の図に示す部分に限る。)

準伐期齢以上のものとする。 の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度 次のとおりとする。

 $\overline{\ominus}$ 有林。次の図に示す部分に限る。 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 仙北市田沢湖生保内・田沢湖潟字大沢(以上二大字一字国

四

 (\Rightarrow) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法

道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類

旧新別

路

線

名

区

般

玉 道

旧

二百四十一号

仙

北市田沢湖田沢字大蟹沢一四番一

地先から八番一

地先まで

間

敷地の幅員(メートル)

延長(キロメートル)

新

三百四十一号

仙北市田沢湖田沢字大蟹沢一四番七から八番三まで

次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止す

田沢湖生保内(国有林。次の図に示す部分に限る。)

次の森林については、主伐は択伐による 田沢湖生保内(国有林。次の図に示す部分に限る。)

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな

エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木 準伐期齢以上のものとする。 の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標

立木の伐採の限度

地域振興局農林部、秋田地域振興局農林部、由利地域振興局農林 係書類を農林水産部森林整備課、北秋田地域振興局農林部、山本 仙北地域振興局農林部及び関係市役所及び町役場に備え置い (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関 次のとおりとする。

秋田県告示第五百七十三号

(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、

平成十九年十二月四日

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

て縦覧に供する。)

則 次のとおり公告する。 ら都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規 いて準用する同法第二十条第一項の規定により、由利本荘市長か 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項にお

縦覧に供すべき図書

総括図、計画図及び計画書 本荘都市計画道路(三・四・ 十六号大町銀座通線)の変更の

秋田県知事

寺

田

典

城

縦覧場所

秋田市山王四丁目一番 二号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第五百七十四号

ら都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規 いて準用する同法第二十条第一項の規定により、由利本荘市長か 次のとおり公告する。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項にお (昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、

平成十九年十二月四日

縦覧に供すべき図書 秋田県知事

寺

田

典

城

計画図及び計画書 本荘都市計画公園(二・二・六号中央公園)の変更の総括図

縦覧場所

秋田市山王四丁目一番 一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第五百七十五号

き、次のとおり道路の区域を変更し、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づ 平成十九年十二月四日 供用を開始する。

秋田県知事 寺 田 典 城

所及び期間 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場 供用開始の期日 平成十九年十二月四日

(-)

場所 建設交通部道路課

平成19年12月4日(火曜日)

秋田県告示第五百七十六号

 (\Box)

期間

平成十九年十二月四日から同月十七日まで

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定

に基づき、次のとおり道路の区域を変更する 平成十九年十二月四

〇・二六五

〇・二六五

五・〇〇~三八・〇〇

秋田県知事 寺 田 典

城

公

告

公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方

(平成七年政令第三百七十二号)

第十一条の規定に基づき、

公示

番号

自 動 車

登

録

番

号

等

入札保証金(円)

予定価格 (円)

平成十九年十二月四日

道路の区域

馬道		道路の種類
新	旧	—————————————————————————————————————
楢渕横渡線	楢渕横渡線	路線名
n	由利本荘市滝字弥六川内八番地内	区
		間
九・三〇~一三・二〇	九・三〇~一〇・〇〇	敷地の幅員(メートル)
		延長(キロソ

道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間 場所 建設交通部道路課

平成十九年十二月四日から同月十七日まで

秋田県告示第五百七十七号

条の規定に基づき、告示する。 で、同規則第六十条の二第二項において準用する同規則第五十九 二第二項において準用する同規則第五十七条第四項の規定によ 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条の 次のとおり証紙代金収納計器取扱場所の変更の承認をしたの

平成十九年十二月四日

所の所在地及び名称 収納計器取扱人の事務 変 収 更 納 計 前 器 取 変 扱 場 更 所 後

秋田県知事 寺 田 典

城

売協会連合会秋田県支 社団法人日本自動車販 十二番五十五号 秋田市八橋大畑二丁目 十五号 秋田市八橋大畑 二丁目十二番五 秋田市八橋大畑 二丁目十二番五 秋田市寺内字三 十五号 七 六 平成十九年十二月四日

入札に付する物件の所在地、 面積等

千刈四百六十三

番地五

番号 番三 中島町八四 秋田市千秋 所在地 宅 地目等 地 二一七・一六 面 積 $\widehat{\mathbb{m}}$ 〇六 六三〇、 入札保証金(円) 予定価格(円) 二九八、 000 0

落札に係る物品の名称及び数量 秋田県知事 寺 田 典 城

頭腹部同時二方向血管撮影装置 式

秋田県立脳血管研究センター 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 秋田市千秋久保田町六番十号

三 落札者を決定した日

四 落札者の名称及び住所 平成十九年十月二十六日

丸木医科器械株式会社秋田営業所 秋田市御所野地蔵田二丁

目二番一号

Ŧi. 落札金額

一億四千九百九十九万九千八百五十円

契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

平成十九年九月十四日 一般競争入札の公告を行った日

番

号

場

所

期

間

条の六第一項の規定に基づき、 県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うの 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七 公告する。

<u>\</u>

テム(以下「公有財産

平成二〇年一月一六日

(水) 午後一時から 一九年一二月五

する公有財産売却シス ヤフー株式会社の提供

平成

日

売却システム」とい

水

午後二時まで

う。)による

秋田県知事 寺 田 典 城

三 入札執行の場所及び日時

<u> </u>	番号
公有財産売却システ	場
却システム	所
下ム (水) 午後一 下ム (水) 午後一時から 一月二九日 (火) 午後一 下表 で	期
(火) 午後一(火) 午後一	間

-	1.1
総排気量 総排気量 総排気量	自動車登録番号 自動車登録番号 日動車の種別 日前車の種別 日前車の種別 日前車の種別 日前車の種別 日前車の種別 日前車登録番号 日前車を開きる 日前を開きる 日前を用きる 日前を用
四 V E A C C C C C C C C C C C C C C C C C C	乗用 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
-, 000	110, 000

契約条項を示す場所並びに入札参加申込の場所及び期間

=
自動車登録番号 自動車登録番号 自動車登録番号 自動車登録番号
四 平 所 田 三 三 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八
; 00000000000000000000000000000000000

ロメートル

〇・〇二八

 $\bigcirc \cdot \bigcirc = \overline{\wedge}$

四

号

場

所

期

間

<u>\</u>

公有財産売却システム

平成二〇年一月 火

二九

午後一時

による

開札日時

<u>Fi</u>. 入札の方法

公有財産売却システムにより入札価格を登録する なお、この登録は一回に限り行うことができる。

六 現地説明を行う場所及び日時

(水) 午前一〇時
随時
現地説明を行う日時

入札に参加する者に必要な資格

- (-) (\equiv) 競争入札に参加させることができない者又は同条第二項各号 に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項に規定する一般 日本語を完全に理解できる者。 インターネット公有財産売却システムで公開する秋田県イ
- する場合でこれらの資格を有する者。 ョンに関連する規約・ガイドラインを承諾・遵守する者。 ンターネット公有財産売却ガイドライン及びヤフーオークシ 公有財産の買受について一定資格、その他の条件を必要と
- (五) であること。 二により、あらかじめ一般競争入札への申込みをしたもの
- 一般競争入札の参加申し込み等に関する事項

テムにより参加の仮申込みの手続きを行うこと。 一般競争入札に参加しようとする者は、公有財産売却シス

み手続きを完了した後、二で掲げた期日までに所定の申込書 申込み手続き 一般競争入札の参加申込み手続きは、⇔により参加の申込

(-)

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について

し込むものとする。 により秋田県出納局会計管財課に一般競争入札への参加を申

なお、申込みに当たっては入札保証金を納付しなければな

九 入札保証金に関する事項

- を指定された方法により納付しなければならない。 入札に参加しようとする者は、一に定める額の入札保証金
- のとする。 落札者の納付した入札保証金は、契約保証金に充当するも 入札保証金は落札者のものを除き入札期間終了後還付する。

ページ

段

行

誤

正

正

誤

契約に関する事項 落札者は、平成二○年二月四日(月)までに契約締結しなけ

第二百九十一号(保安林予定森林の指定通知)

(原稿誤り)

平成十九年五月二十五日(第千八百八十号)掲載の秋田県告示

売払代金の納入

ればならない。

該契約に係る売払代金を納付しなければならない。 契約を締結した者は、当該契約締結の日から二十日以内に当

十二 入札の無効

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十

六条に規定するところによる。 落札者の決定の方法

くじで落札者を決定する。 だし、入札価格が最高価格である入札者が複数ある場合は、 上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。た よる入札において、入札価格が予定価格(最低落札価格)以 産売却の財産の出品区分)ごとに、公有財産売却システムに 入札期間終了後、秋田県は開札を行い、売却区分(公有財

その他

八六〇一二七三六) に照会のこと。 詳細に関しては、秋田県出納局会計管財課(電話○一八─

教 育 委 員 会 告 示

秋田県教育委員会告示第十八号

次のとおり教育委員会会議を開催する。 平成十九年十二月四日

平成十九年十二月六日 午後二時 秋田県教育委員会委員長 太 田 宥

子

日時

三 案件 仙北地域振興局大会議室

の専決処分報告

□ 学校教育法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係規 則の整理に関する規則案

その他

			中
			二十九
及び樹種	栽の方法、期間	の限度並びに植	(2) 立木の伐採
		の限度	② 立木の伐採

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)発 行 者 秋 田 県

印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号 B.mali:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp B.mali:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp 和 別 所 株式会社 松 原 印 刷 社 報 原 印 刷 社